

(1) 八月二十五日ノ交渉

午後四時三十分ヨリ淺草區山ノ宿町三六(經營者ノ一名)
宮幸之助方ニ於テ

事業主側 宮幸之助 矢野正治(營業主任)

争議團側 小林實之助 籠倉義夫 外五名

組合代表 佐藤清次郎 石川浩三 外二名

會見最ニ提出セル二十三項ノ要求書ニ對シ逐条交渉ヲ重不
内四項ヲ承認シ他ハ考慮研究スルコト、セルモ争議團ハ態
度強硬ニシテ纏ラス更ニ八月二十七日朝日キネマニ於テ會
見スルコト、シテ午後六時三十分散會ス

(2) 八月二十七日ノ會見状況

午後二時三十分ヨリ朝日キネマニ於テ勞資會見

事業主側 森本茂樹 矢野正治

争議團側 小林實之助 以下十五名

組合代表 佐藤清次郎以下四名

事業主側ヨリ前記ノ要求書ノ内容ニ付逐条的ニ前回ノ交渉
ヨリ更ニ讓歩シ回答シタルモ結局纏ラス翌二十八日全所ニ
於テ更ニ會見スルコト、セリ

(3) 八月二十八日ノ交渉概況

午後二時三十分ヨリ朝日キネマニ於テ

事業主側 宮幸之助 森本茂樹 矢野正治

争議團側 小林實之助 以下十五名

組合代表 山田洪三 以下五名

事業主側ヨリ要求項目中(六項目ハ既ニ承認)未解決ノ十
七項ニ付相當讓歩回答シタルモ争議團側ハ「事業主側ノ誠
意ナキ回答ニハ妥協ノ餘地ナシ」ト強硬ナル態度ニ出ラシ
ルヲ以テ交渉ハ三度決裂スルニ至レリ

四、警察事故